

Ⅲ 帰国受入対策

1 中国残留邦人と樺太残留邦人への帰国援護制度の沿革

中 国

○昭和47年9月29日
・日中国交正常化

○昭和48年10月～
・一時帰国援護
中国の居住地から日本の滞在先までの往復の旅費を国庫負担により支給。
・永住帰国援護
従前どおり、中国の居住地から日本の定着地までの帰国旅費を負担。

樺 太

○昭和31年12月12日
・日ソ国交正常化

○昭和32年8月
・集団引揚げ再開（後期集団引揚げ、昭和34年9月まで継続。以降、個別引揚げ。）

○昭和63年12月
・一時帰国援護
樺太の居住地から日本の滞在先までの往復の旅費を国庫負担により支給。
・永住帰国援護
従前どおり、樺太の居住地から日本の定着地までの帰国旅費を支給。

2 永住帰国援護の概要

(1) 永住帰国旅費の支給対象者(支援法第6条、支援法施行規則第10条)

永住帰国する中国残留邦人等のほか、次のいずれかに当てはまる者で、中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために中国残留邦人等に同行して入国する場合に限り、旅費の支給対象としている。

ア 配偶者

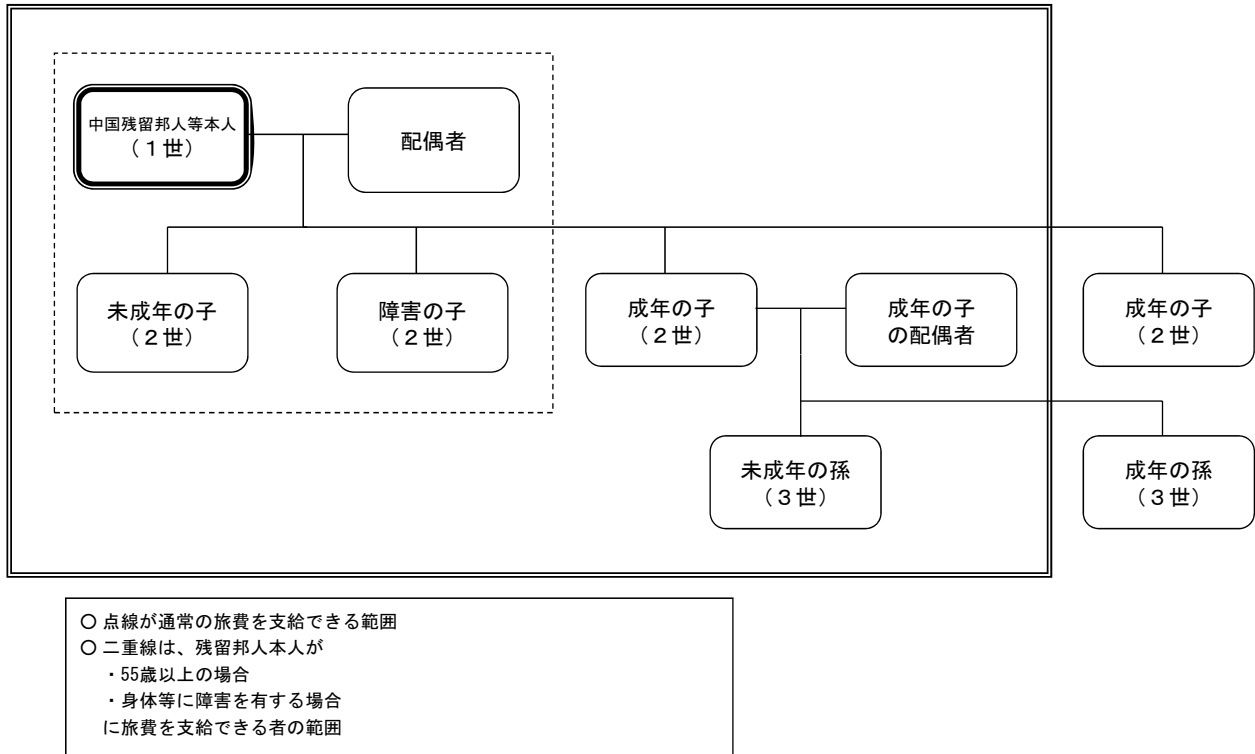
イ 20歳未満の実子（配偶者のないものに限る。）

ウ 身体等に障害のある実子（配偶者のないものに限る。）で扶養を受けているもの

エ 中国残留邦人等が55歳以上、または身体等に障害がある場合で、自立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため生活を共にする者として、中国残留邦人等から申出のあった成年の子1世帯

オ その他上記に準ずると認められる者（養父母等）

中国残留邦人等が永住帰国をする際に旅費を支給できる者の範囲



(2) 援護の内容

永住帰国する中国残留邦人等と同行する親族等に対する帰国援護は次のとおりである。

ア 中国等の居住地から日本の定着地までの帰国旅費の支給（鉄道賃、航空賃等）
 （支援法第6条、支援法施行規則第5条第1項、第6条）

イ 自立支度金の支給（定着時において生活基盤の確立に資するための資金）
 （支援法第7条、支援法施行規則第11条、第12条）

自立支度金(平成25年度)

大人(18歳以上) 158,300円
 (小人(18歳未満)半額)

少人数世帯加算制度
 (大人1.0人、小人0.5人で換算)

| | 加算額 |
|---------------|----------|
| 1) 1.0人から2.0人 | 157,500円 |
| 2) 2.5人から3.5人 | 78,750円 |

(例) 大人3人、小人1人世帯の場合 632,800円

(3) 申請手続き（支援法施行規則第7条）

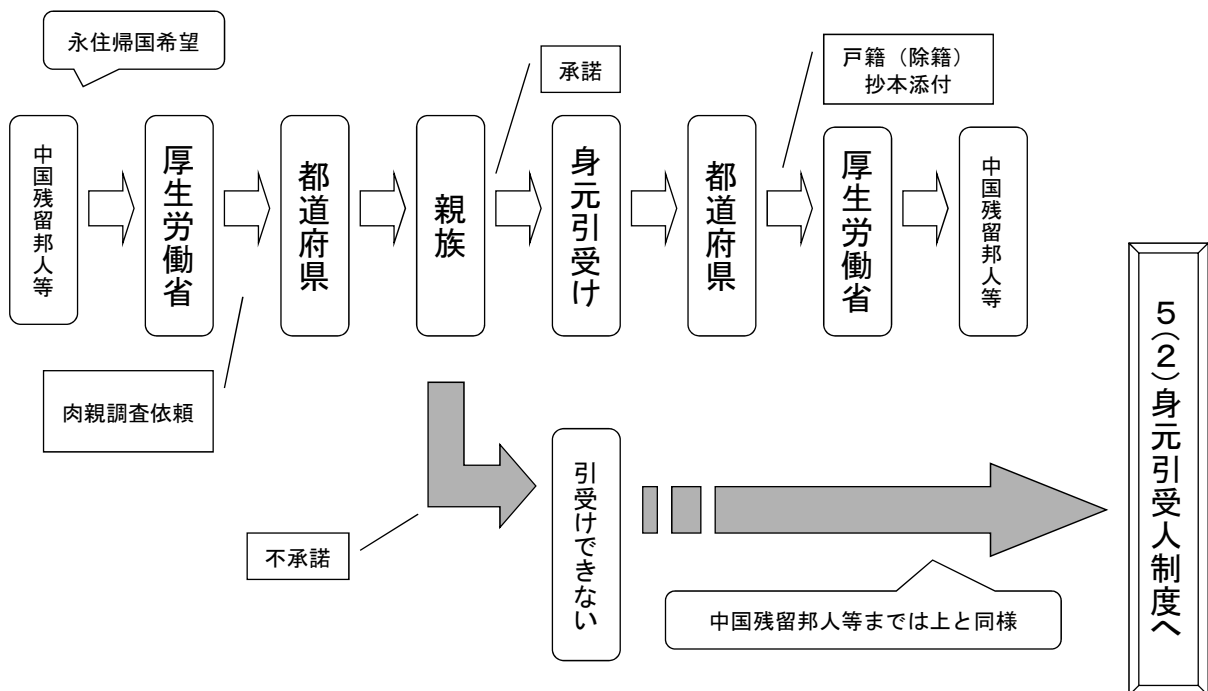
旅費支給申請の手続きは、原則として中国残留邦人等本人が「永住帰国旅費支給申請書」に、次の書類を添えて厚生労働省に提出することになっている。

- ア 申請書の生年月日と居住地を明らかにする公証書、居民身分証、戸口簿等
- イ 上記(1)のア～オに当てはまる者がいる場合は、その者の氏名の他、生年月日、居住地、残留邦人との続柄とその事実を明らかにする公証書、戸口簿等
- ウ 中国残留邦人等が永住帰国することの、中国等に残る親族等（配偶者、20歳未満の未婚の子、養父母等）の同意書

(4) 肉親に関する調査等の実施

永住帰国を希望する中国残留邦人等の肉親に関する調査等（肉親の消息調査と中国残留邦人等の身元引受けに関する肉親の意向確認）を本籍地都道府県に依頼しているが、調査等を行うに当たっては、次の点に留意願いたい。

- ア 肉親に対して身元引受けの役割と定着後の援護施策の内容について説明すること。
- イ 肉親に関する調査等の結果、在日親族が中国残留邦人等の身元引受けを行うことを確認したときは、その旨を速やかに厚生労働省に回答すること。
- ウ 肉親に関する調査等の結果、肉親が身元引受けを行うことができないことを確認したときは、その旨を速やかに厚生労働省に回答すること。
ただし、肉親から検討したい旨の申し出があった場合で、2か月の期間を経過してもなお回答がないときには、身元引受けができないものとみなしてその旨を厚生労働省に報告することや、当該肉親に対しても連絡すること。
- エ 肉親に関する調査等の報告に際しては、中国等を出国する際に必要となる中国残留邦人等の戸籍（除籍）抄本3通を添付すること。

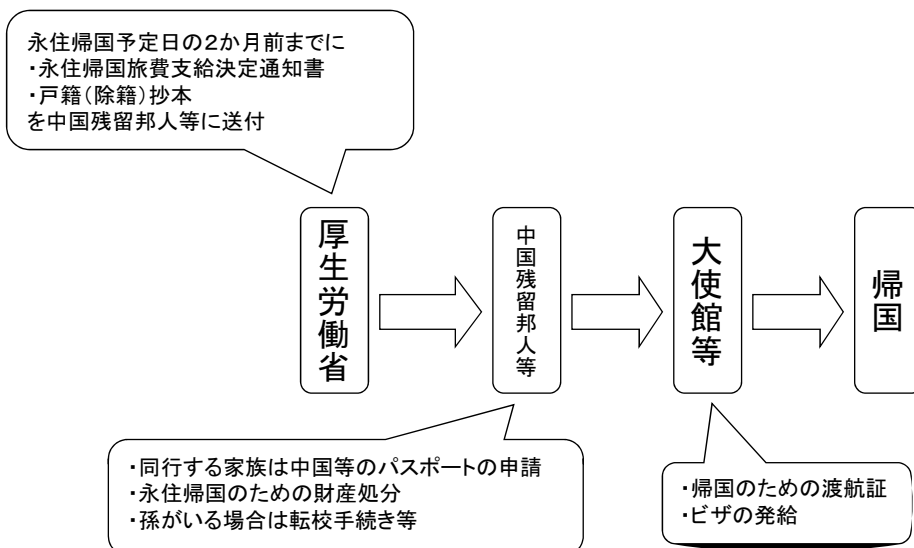


(5) 帰国旅費支給決定後の手続き

厚生労働省は、永住帰国旅費を支給することを決定した「永住帰国旅費支給決定通知書」と戸籍（除籍）抄本を中国残留邦人等本人に送付している。

中国残留邦人等とその同行家族が、中国等からの出国と日本への入国に関する手続きを行う際は、これらの書類を大使館または領事館で提示することが必要である。

なお、居住予定地の都道府県には、帰国予定時期等を記した通知文書に、永住帰国旅費支給決定通知書の写しを添えて送付しているので、中国残留邦人等の帰国後の受入準備について配慮願いたい。



(6) 自費帰国者の帰国後の援護

- ア 自立支度金の支給（支援法第7条、支援法施行規則第13条）
永住帰国援護の対象者であるが、帰国旅費の支給申請をしないまま帰国した者であっても、帰国後1年以内に申請をすれば、自立支度金が支給される。
- イ 中国帰国者定着促進センターへの入所
帰国後おおむね2か月以内に中国帰国者定着促進センターへの入所の申請をすれば、入所することができる。
- ウ 公営住宅への入居など、国費帰国者と同様な援護を受けられる。
- エ 永住帰国者証明書の交付
（平成6年9月30日社援発第667号厚生省社会・援護局長通知）
永住帰国者証明書の交付を受けることができる。（同行家族は記載できない。）

上記アの自立支度金の支給申請（支援法施行規則第13条）とエの永住帰国者証明書の交付申請について

この手続きは、原則として帰国者本人が「自立支度金支給申請書」「永住帰国者証明書交付申請書」に次の書類を添付して、居住地都道府県を通じて厚生労働省に申請する。

- (ア) 申請者の生年月日を明らかにする書類
- (イ) 申請者の住民票（日本の国籍を有しない者は、在留資格を記載したもの）の写し
- (ウ) 申請者が本邦に上陸した日を明らかにする書類
- (エ) 申請者に親族等がいる場合は、その事実を明らかにする書類、その者の生年月日を明らかにする書類とその者が本邦に上陸した日を明らかにする書類